

# BTMU CHINA WEEKLY

## トピックス:頻出する加工貿易規制と華南経済への影響

中国進出日系企業のお客様からの照会が多いテーマのひとつとして最近頻繁に発表されている加工貿易に関する規制がある。こうしたニーズに対応すべく、BTMU CHINA WEEKLYでも8月15、22日号の2回にわたり香港支店からの現状報告を掲載させて頂いた。また、来週初発刊予定のBTMU中国月報20号(9月号)でも、このテーマを特集し、三菱UFJリサーチ&コンサルティング池上顧問による「最近の加工貿易規制の動向」(以下、『加工貿易規制』)、当行企業調査部香港駐在の「広東省の輸出産業をめぐる事業環境の変化とその影響」(以下、『広東省の輸出産業』)、同香港支店の「香港再考～香港拠点の有効活用を考える(連載の最終回)」(以下、『香港再考』)を掲載した編集としている。

言うまでもなく改革開放の先駆者である華南経済圏の発展を牽引してきたのは、香港、広東省の企業、地方政府を担い手とした加工貿易であった。上記レポート『広東省の輸出産業』でも、「外資企業の広東省への進出の大きな吸引力となったのは加工貿易制度の存在」であり、これは「製品輸出を前提に輸入原材料の関税・増値税を保税としたままの加工を認めるもので、特に労働集約的な組み立て産業や縫製産業などにとっては、人手のかかる加工工程のみを、…労働コストが安価な中国で行うことが出来るという極めて有利な制度」であったとしている。広東省の輸出の内訳を見ると「加工貿易が輸出の7～8割を占め、広東省の輸出産業は加工貿易を中心に発展してきた」といっても過言ではないだろう。

しかし、こうした華南経済圏の事業環境は現在大きな転換点を迎つつある。上述の通り、これまで華南経済圏を支えてきた、加工貿易制度に対する政策が大きく変化しているのである。この変化を『加工貿易規制』は、中国政府の“発展方式の転換とレベルアップ”という政策目標に基づき、加工貿易禁止類商品(保税での輸出入を禁止し、一般貿易と同じとする)の拡大、制限類商品(これら商品では原材料輸入時に保証金を徴収。従来の原材料輸入に加えて輸出製品も制限の対象とし、製品別に輸出を管理できる体制とした)の拡大と、地域により異なる適用(特に中西部地域への加工貿易業の誘導を図る)と要約している。現状、日系企業には大きな影響が出ていないと言われているが、華南、香港のメディアを見ると、香港企業、台湾企業への影響は極めて深刻であるとしているものもある。これら報道の通り、香港系、台湾系の撤退、閉鎖、移転が生ずれば輸出基地広東省と物流センター香港の地位に深刻な影響が及ぶこととなる。

しかし、『広東省の輸出産業』が示す結論はそれほど悲観的でない。労働集約的な繊維・アパレル産業や部材を輸入に頼るプラスチック産業などでは、内陸部やベトナムなどへ生産をシフトすることもありうるが、周辺産業の集積や香港の港湾・金融機能の活用という要素が重要な役割を果たす電機・精密機器産業などでは依然広東省で生産を行うメリットが高いとしている。また、『加工貿易規制』の方でも、今般の規制では、複数の加工貿易により製品の加工度が深化する「深加工結転」取引に関しては保証金が徴収されないこととなった点を強調している。付加価値が高いのであれば、制度上の問題はあろうとも残すべきという判断だろう。こうしたプラグマティックな対応を前提とすれば華南経済圏の急速な停滞を懸念する必要はないということになる。

さて、香港である。『香港再考』は、香港の持つ「金融面」と「税制面」のメリットを活用しつつ、優位性が低下する機能については中国本土と協業していくことを前提とした、香港拠点活用スキームの“最終形”を提示している。また、8月9日付けのAsian Wall Street Journal紙は、香港の行政長官に付属するシンクタンク“ホヒニア(香港特別行政区の花)・ファンデーション”の最終報告として“香港-深センをメトロポリスに”が発表されたことを報じている。ここでは200万人の深セン市民が自由に香港に訪れるようになることを提言し、深センと一体化することでシリコンバレー型の都市となり、規模でもニューヨーク、東京に次ぐ大都市となることを目指している。中国大陸の予想外の経済発展を睨み、大陸と一線を画すことで繁栄を維持すべきとした発想を完全に払拭し、香港も大きく前に踏み出したようだ。改革開放の先駆者である華南経済圏の動向はその構成者である香港、台湾企業の動向も相まって、依然、極めて興味深い。今後も中国経済の先行指標として注目しておく必要があるだろう。

# CHINA WEEKLY DIGEST

## 1. 経済

### ●今年の CPI 上昇率 3%を突破か

人民銀行(中銀)は年初、CPI(消費者物価指数)の「警戒ライン」を3%としたが、本年のCPI上昇率はこの目標を超えることがほぼ確実との見方を示した。中銀の蘇副総裁が29日、記者会見で明らかにしたもので、今年1-7月のCPI上昇率は既に3.5%に達し、7月単月では5.6%の上昇幅となっており、今後マクロコントロールを更に強化しても、今年のCPIは3%を上回る可能性が高いと述べた。なお、上昇の主な要因は食品価格の高騰で、1-7月の食品価格の上昇率は8.6%、物価全体への寄与率は約80%に上るといふ。

### ●新「制限類加工貿易」リスト 300億ドルの輸出に影響

23日に施行された新たな「加工貿易制限類商品目録」(\*)について、商務部は約300億米ドルの輸出に影響が及び、企業の保証金負担額は6億人民元に上り、加工貿易企業の輸出コストが一気に3割増加すると予測している。今回制限類に追加された品目は、高エネルギー消費、高汚染、資源多消費型の低付加価値商品が対象で、特にアパレル、靴、帽子、カバン等軽工業の加工貿易企業に対する影響が大きいものと見られる。

\*2007年第44号公告:制限類品目の輸出に使用される原材料輸入に対し、企業分類のランクに応じた方法で輸入関税、増値税に相当する保証金を徴収するもの。保税區・輸出加工区には適用せず。中西部地区も一部企業を除いて適用せず。

## 2. 産業

### ●鋼材価格 7月以降上昇が続く

商務部が29日に発表した観測データによると、前週の国内市場における鋼材価格は、16品目のうち10品目が上昇し、全体で前週比1.29%上昇した。7月下旬以来、国内の鉄鉱石価格の上昇が続く、前週迄の鉄鉱石価格の上昇幅は23.5%に上る。これを受けた鋼材メーカーの生産コストの上昇が、鋼材製品価格の引上げをもたらしている。鋼材業界では当面、鋼材価格の上昇傾向が続くと予測している。

### ●国有企業再編に向けて「資本注入ブーム」

昨年12月、国有資産監督委員会が公布した「国有資本の調整と国有企業の再編の推進に関する指導ガイドライン」に基づいて、中央管轄企業間で「資本注入」が積極的に行われている。具体的には資産交換、株式持ち合い、資産買収等の形で合併再編を進め、上場企業の質の向上、投資家誘致を図るもの。国有企業改革の中で、中央管轄企業は現在155社に迄減少したが、こうした再編を進めることで、今後さらに企業数を減らして行くという。

## 3. 貿易・投資

### ●全人代常務委 独占禁止法を含む5法案を採択

第10期全国人民代表大会(全人代)常務委員会は30日、独占禁止法を採択した。2008年8月から実施される。独占禁止法は市場経済体制の整備を加速する重要な法律として捉えられ、13年余りの検討を経て採択に至った。

同法は8章57条から成り、企業による違法なカルテル、市場の支配的地位の濫用、行政独占の禁止等の内容を盛り込んでいる。外資企業による国内企業のM&Aについては、国家の安全に係わる場合、規定に従って国家安全審査を実施すると規定している。今後、國務院が設置する独占禁止委員会が法施行の指導、調整に当たるが、実際の執行機関については、今後國務院が決定するとしている。

なお、常務委員会ではこの他に、就業機会の拡大を目指す就業促進法、改正動物防疫法、突発事件対応法、全人代常務委員会都市不動産管理法改正に関する法案も採択した。

## 4. 金融・為替

### ●2007年中間決算 主要銀行の純利益が大幅な伸び

中国主要銀行の2007年中間決算は、純利益の大幅な伸びを記録した。

<主要銀行の財務状況(2007年6月末時点)>

|      | 2007年上半期<br>純利益(億元) | 同期比<br>(%) | 自己資本比率<br>(%) | 不良債権比率<br>(%) |
|------|---------------------|------------|---------------|---------------|
| 工商銀行 | 413.90              | 61.40      | 13.67         | 3.29          |
| 中国銀行 | 295.43              | 51.68      | 13.39         | 3.56          |
| 建設銀行 | 342.55              | 47.50      | 11.34         | 2.95          |
| 交通銀行 | 89.18               | 37.43      | 14.17         | 2.06          |

現地の銀行アナリストは、増益の要因として、①昨年末以来の貸出の増加、②利上げによる貸付業務の利益率向上、③資本市場の活況による証券仲介業務の発展、④銀行資産の質の向上による与信コストの低下、等を挙げている。

また、8月27日に人民銀行金融安定局が発表したレポートでも、国有商業銀行の改革が大きく進展したことが報告されている。同レポートによれば、2003年以来の改革の結果、工商銀行、中国銀行、建設銀行、交通銀行4行の自己資本比率、資産の質、収益力が向上、リスクコントロール能力が強化されたとしている。また、財務再編、銀行管理体制の近代化、戦略的投資家の導入、株式上場を通じてサービス水準や国際競争力が向上したと報告している。増益の背景にはこうした銀行改革の成果が貢献しているという。



# EXPERT VIEW

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 株式会社  
国際事業本部 海外アドバイザー事業部  
池上 隆介

## 【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は、2007 年 8 月下旬から 9 月初旬にかけて公布または施行された法令を取りあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>[法律]</p> <p>○「中華人民共和国独占禁止法」(2007 年 8 月 30 日主席令第 68 号により公布、2008 年 8 月 1 日施行)</p> <p>○「中華人民共和国就業促進法」(2007 年 8 月 30 日主席令第 70 号により公布、2008 年 8 月 1 日施行)</p> <p>○「『中華人民共和国都市不動産管理法』の改正についての決定」(2007 年 8 月 30 日主席令第 72 号により公布・施行)</p> <p>[規則]</p> <p>●「税関総署 2007 年第 46 号公告」(2007 年 8 月 22 日公布・実施)</p> <p>●「商務部、税関総署、中国銀行業監督管理委員会 2007 年第 71 号公告」(2007 年 9 月 5 日公布・実施)</p> | <p>企業による違法カルテル、市場の支配的地位の濫用、行政独占の禁止、国務院による「独占禁止委員会」の設立、独占的行為に対する制裁金(前年度売上上の 1%以上 10%以下)、外国企業による中国企業買収の場合の国家安全審査の実施などが規定されている。</p> <p>性、民族による差別と身体障害者、伝染病保菌者及び農村労働者の差別の禁止、差別を受けた労働者の訴訟提起の権利などが規定されている。</p> <p>国による国有土地上の企業・個人の建物の収用と補償を可とする規定、及び個人住宅の収用時の居住条件の保証を可能とする旨のことをの規定を追加したものの。</p> <p>「商務部、税関総署 2007 年第 44 号公告」の実施に関する公告。詳細は下記の解説をご参照。</p> <p>上記第 44 号公告で追加された制限類商品にかかる保証金の納付方法についての公告。詳細は下記の解説をご参照。</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## ●加工貿易制限類商品への保証金徴収に関する公告が出る

8 月 23 日付で新しい加工貿易制限類商品(従来の 349 品目と追加の 1853 品目)に関する「商務部、税関総署 2007 年第 44 号公告」が実施されたが、税関から保証金の計算方法などに関する公告が出た。(第 44 号公告の内容については、本誌 8 月 22 日号をご参照。)

要点は、次のとおり。

### 1. 保証金の徴収時点

加工貿易手帳(紙の手帳、電子帳簿、電子手帳、電子化手帳)の税関への届出登記または変更時。

### 2. 保証金の計算方法など

・A 類企業(AA 類企業を含む)と B 類企業が対象。

(注) AA 類企業は、A 類企業のうち、税関のネットワーク管理を受ける企業や年間輸出額が 1 千万米ドル以上の企業などで、通関に特別な便宜が与えられている企業。従来は、「銀行保証金台帳制度」が不適用(一般の A 類企業は制度は適用されるが保証金は免除)とされてきたが、今回の加工貿易制限類商品の追加に伴い、保証金徴収の対象となることを明らかにしたもの。

- ・「深加工結転」方式で制限類商品の原材料の仕入（原文は「転入」）をする場合、下記の計算式の「全部の制限類輸入商品」に含めない。

輸入制限類商品保証金納付額＝全部の制限類輸入商品輸入関税・増値税課税額×50%

- ・「深加工結転」方式で制限類商品の製品の納入（原文は「転出」）をする場合、下記の計算式の「制限類商品輸出登記額」に含めない。

輸出制限類商品保証金納付額＝保税輸入原材料登記総額×(制限類商品輸出登記額／加工貿易輸出登記総額)×総合税率 22%×50%

- ・輸入原材料、輸出製品とも制限類商品に該当し、「加工貿易業務批准証」に記載される輸入原材料と輸出製品の中に、「深加工結転」方式以外での輸入原材料と輸出製品が含まれる場合（即ち、直接輸入する原材料と直接輸出する製品が含まれる場合）は、その輸入原材料についてのみ保証金を計算、徴収し、輸出製品についての保証金は徴収しない。

- ・「深加工結転」方式での制限類の輸入原材料と輸出製品は、加工貿易手帳の届出登記または変更時に、単独で登記し、「商品名称」欄に「深」の文字を注記する。

（注）以上は、「深加工結転」が第 44 号公告で保証金徴収の対象外とされていることを受けた規定。

### 3. ネットワーク管理企業の扱い

- ・ネットワーク管理企業のうち、企業を単位として管理を受ける電子帳簿企業は、8 月 23 日以降に制限類商品を含む電子帳簿を新たに申請する場合、電子帳簿の登記と同時に、保証金台帳専用の手帳も登記する。登記する商品アイテムが「深加工結転」方式以外で直接輸入・輸出する制限類商品を含む場合には、「深加工結転」方式で輸入・輸出する原材料・製品を単独で登記する。

- ・電子帳簿企業が新たに追加した商品アイテムが「深加工結転」以外の方式で輸入・輸出する制限類商品である場合には、「加工貿易業務批准証」の内容に基づいて、電子帳簿の中に一時的にアイテム毎に「深加工結転」方式以外の制限類原材料・製品の数量、単価、金額などの内容を登記する。

- ・電子手帳による管理を受けている企業で、地方商務部門の審査・認可内容を経営範囲とし、主管税関がその電子手帳に段階毎に登記を受けている場合には、8 月 23 日以降は元の電子手帳に制限類商品アイテムを追加してはならない。商務部門が 8 月 23 日以降に審査・認可する加工貿易業務で、電子手帳管理を採用する場合には、原材料と製品を一括で登記し、規定に従って保証金を徴収する。

（注）以上は、第 44 号公告でネットワーク管理企業も保証金徴収の対象とされていることを受けた規定。

## ●加工貿易制限類商品の保証金納付方法に関する公告が出る

上記の第 44 号公告に関連して、保証金の納付方法が改めて示された。現行の関係規定に従って、現金のほか、銀行保証状差入れの方法を採ることができるとされている。

現行の関係規定とは、「加工貿易企業の多様な方式による税額保証金納付に関する実施弁法」とその実施細則（いずれも 2000 年 1 月 1 日施行）を指している。それによれば、銀行保証状は中国銀行が税関に差し入れるが、中国銀行は他の金融機関による保証を含む各種の担保を受けることができるとされている。

以上

（本誌シリーズは、原則として隔週で掲載しています。）

# CHINA WEEKLY FOREX

## 人民元の動き

| 日付         | Open   | Range         | Close  | 前日比    | JPY    | 前日比    | HKD    | 前日比    | EUR     | 前日比    | 金利<br>(1wk) | 上海A株<br>指数 | 前日比     |
|------------|--------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|-------------|------------|---------|
| 2007.08.27 | 7.5620 | 7.5587~7.5640 | 7.5604 | 0.0062 | 6.5067 | 0.0227 | 0.9690 | 0.0000 | 10.3239 | 0.0378 | 2.4000      | 5408.43    | 45.2300 |
| 2007.08.28 | 7.5596 | 7.5534~7.5596 | 7.5565 | 0.0039 | 6.5421 | 0.0354 | 0.9686 | 0.0004 | 10.3110 | 0.0129 | 2.4400      | 5455.69    | 47.2600 |
| 2007.08.29 | 7.5530 | 7.5480~7.5548 | 7.5487 | 0.0078 | 6.5943 | 0.0522 | 0.9679 | 0.0007 | 10.2647 | 0.0463 | 2.5000      | 5365.55    | 90.1400 |
| 2007.08.30 | 7.5538 | 7.5400~7.5538 | 7.5410 | 0.0077 | 6.5246 | 0.0697 | 0.9666 | 0.0013 | 10.2803 | 0.0156 | 2.7000      | 5426.40    | 60.8500 |
| 2007.08.31 | 7.5500 | 7.5395~7.5570 | 7.5440 | 0.0030 | 6.4876 | 0.0370 | 0.9675 | 0.0009 | 10.3041 | 0.0238 | 2.4500      | 5480.11    | 53.7100 |

## トピックス

[27日]

- ジャンピエール・ジュイエ フランス欧州問題担当閣外相は24日、欧州連合 (EU) に対し、人民元の水準について中国と対話の場を設けるよう求めた。
- 経済協力開発機構 (OECD) は、中国が知的所有権保護の強化や資本市場の開放など一連の改革を実施する必要があると指摘した。
- 米格付機関ムーディーズは、中国の銀行が米サブプライムローン担保証券の保有について明らかにしたことについて、格付けへの短期的な影響はないとした。

[28日]

- 易綱 中銀総裁補佐は「中国の米サブプライムローン市場へのエクスポージャーは限定的で、中国の商業銀行はサブプライム問題に対応するため十分な引当金を積んでいる」と述べた上で、1兆5500億元の特別国債の発行計画について、中銀が基本的に安定した政策姿勢を維持しつつ緩やかな引き締め政策を行うことに資するとの見方を示した。
- 周望軍 国家发展改革委員会 (NDRC) 価格司副司長は、行き過ぎと思われる値上げに対する取り締まりを強化する方針を明らかにした上で、食品やその他の物価動向を注視していくとし「物価は適切なレンジを超えて上昇すべきではない」と述べた。
- 国営メディアは、10月15日から共産党が第17回党大会を開催することを報じた上で、指導部の刷新を通じた権力基盤強化が図られるとみられているとした。
- 中銀は、資産担保証券 (ABS) に関する情報開示を規定した基準を公表し、ABSを組成する金融機関ならびに格付け会社は、担保とするローンの総件数とそれぞれの条件のほか、借り手に関する詳細な情報を開示することが義務付けられるとした。

[29日]

- 蘇寧 中銀副総裁は、中銀は物価の動きを注視し、必要なら物価抑制のため措置を講じるとの見解を示した。
- 上海証券報が報じたところによると、樊綱 中銀金融政策委員会委員は、同国のインフレは第4四半期に減速するとの見通しを示した。また、経済の主なリスクは不動産と株式市場のバブルの可能性であるとの見方を示し、向こう20年、30年にわたって、8%かそれを上回る高ペースの経済成長を維持することが可能であるとした。
- 中国紙は、同国が年金保険基金の投資リターンの向上に向け、ポートフォリオの多様化を検討していると報じた。

[30日]

- 胡錦濤 国家主席は、経済を抑制するため金融手段をより十分に活用する必要があるとの見解を示し、「金融セクターの一段の開放に伴う潜在的金融リスクを警戒する必要がある」と述べた。
- 中国紙によると、国家統計局は、国内経済が過熱するリスクが高まっており、引き締め政策を継続する必要があるとの報告書をまとめた。
- 関係筋によると、銀行業監督管理委員会 (CBRC) は、2007年第4四半期から、外国銀行が同国の資産運用会社向けにファンド商品の販売を代理で行うことを認める方向で基本的に合意した。
- 国务院新聞弁公室は、金人慶 財政相の辞任を確認した。後任には、謝旭人 国家税務総局局長が就任する。

## RMB レビュー&アウトLOOK

- 先週、約2週間振りに上昇に転じ高値圏で越週した人民元は、今週も続伸して前週末比小幅高となる7.5620でオープン。世界的な信用収縮懸念が若干和らぐ中、その後も小幅ながらじり高推移となった。28日には約1ヶ月ぶりに為替制度変更後の高値を更新、その後も小幅ながら連日の高値更新となり7.5440にて越週となった。注目されていた特別国債は、その第一弾となる6000億元 (約800億ドル) が29日に発行となった。発行形式は発行主体である財政部が国内商業銀行に一括して発行し、それを全額中央銀行 (中国人民銀行) が買い取る形で行われた為、同国債が市中に放出されることはなく、為替・金利ともに影響は限定的となった。同日、財政部は国債発行により得た人民元資金をもって同額の外貨準備を人民銀行より買い取っており、その結果、人民銀行はその外貨準備を減らし国債保有額を増やすことになった。今後は財政部が得た外貨準備による中国投資有限責任公司への資本拠出方法および同運用会社の動向に注目が集まるだろう。

(市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作権物であり、著作権法により保護されています。